

●香川県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年8月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成24年7月1日	ジオ薬局 飯山店	丸亀市飯山町川原1088番地5
平成24年7月1日	ジオ薬局 平木店	木田郡三木町平木7番地1
平成24年7月1日	ジオ薬局 三木店	木田郡三木町鹿伏374番地1
平成24年7月2日	まるお眼科	三豊市豊中町上高野3923番地3